



島根県報

平成30年2月9日（金）

第2,978号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 2

【告 示】

平成30年2月定例県議会の招集 (財 政 課) 2

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障がい福祉課) 3

毒物劇物取扱者試験規程の一部改正 (薬事衛生課) 3

保安林の指定 (森林整備課) 10

指定漁船調書の縦覧 (水 産 課) 10

【公 告】

平成30年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託に係る提案競技の実施 (観光振興課) 11

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 14

【特定調達公告】

空港用10,000立級大型化学消防車調達に係る一般競争入札の実施 (港湾空港課) 14

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る一般競争入札の実施 (病 院 局) 16

【公安告示】

貴重品運搬警備業務1級検定及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施 (警 察 本 部) 19

公布された条例等のあらまし

◇毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第5号）

1 規則の概要

規定の整備

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

規**則**

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第5号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和51年島根県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第13条から第15条までを削る。

第16条中「第15号様式」を「第12号様式」に改め、同条を第13条とする。

第12号様式から第14号様式までを削る。

第15号様式中「第16条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を第12号様式とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告**示**

島根県告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成30年2月19日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

平成30年2月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第56号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成30年2月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 集和	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 和乃家	浜田市真光町13番地	平成30年2月1日

島根県告示第57号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成30年2月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
古和 久典	神経内科	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター	松江市上乃木五丁目8番31号	平成30年1月31日
三宅 瞳	眼科	雲南市立病院	雲南市大東町飯田96番地1	平成30年1月31日
山口 峰一	外科	大田市立病院	大田市大田町吉永1428番地3	平成30年1月31日

島根県告示第58号

毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条第2項中「健康福祉部長」を「薬事衛生課長」に、「薬事衛生課長」を「薬事・営業指導グループリーダー」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 試験を受けようとする者は、毒物劇物取扱者試験願書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の願書を受け付けたときは、試験期日までに受験通知書（第2号様式）を発する。

第9条第2号中「別記第2号様式の受験票」を「毒物劇物取扱者試験受験票（第3号様式）」に改め、同条第6号中「を附する」を「が同行する」に改める。

第10条中「であって」の次に「、かつ」を加え、同条の次に次の2条を加える。

第11条 知事は、試験に合格した者に合格証（第4号様式）を交付する。

2 知事は、試験に合格した者の受験番号を公告する。

第12条 前条の規定により合格証の交付を受けた者は、合格証の記載事項に変更を生じたときは、書換え交付を申請することができる。この場合には、合格証及び変更の事実を証する書類を添えなければならない。

2 合格証の交付を受けた者は、当該合格証を汚損し、又は失ったときは、再交付を申請することができる。この場合には、汚損した合格証を添えなければならない。

3 前2項に規定する申請は、毒物劇物取扱者試験合格証書換え（再交付）申請書（第5号様式）によらなければならない。

4 第2項の規定により合格証の再交付を受けた後失った合格証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

第2号様式を第3号様式とし、第1号様式を第2号様式とし、同様式を次のように改める。

第2号様式 (第6条関係)

【受験番号 】
 年 月 日

様

島根県健康福祉部薬事衛生課長 印

受験通知書

年度毒物劇物取扱者試験を下記のとおり実施します。

記

- 1 試験日時 年 月 日 時
 受 付
- 2 試験会場
- 3 持 参 品 本通知書、筆記用具
- 4 注意事項

附則の次に次の1様式を加える。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

㊟

年 月 日生（ 歳）

毒物劇物取扱者試験願書

次のとおり毒物劇物取扱者試験を受けたいので、お願いします。

試 験 の 区 分	
希 望 受 験 地	

注1 試験の区分欄には、一般、農薬用品目、特定品目の別を記入すること。

2 試験を2地区以上で行うよう公告した場合には、希望する受験地を記入すること。

3 添付物

受験者の写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので裏面に氏名を記載すること。）を貼った知事が別に定める受験票1通

第3号様式の次に次の2様式を加える。

第4号様式 (第11条関係)

第 号

合格証

氏 名

年 月 日生

年 月 日施行の一般（農業用品目、特定品目）毒物劇物取扱者試験に合格したことを証する。

年 月 日

島根県知事



第5号様式（第12条関係）

年 月 日

島根県知事 様

氏 名

Ⓜ

年 月 日生

毒物劇物取扱者試験合格証書換え（再交付）申請書

次のとおり、合格証の書換え（再交付）を申請します。

合格証の番号及び合格年月日	第 号 年 月 日
合 格 証 の 種 類	
書換え（再交付）申請の理由	

注1 合格証の種類欄には、一般、農業用品目、特定品目の別を記入すること。

2 申請の理由欄には、姓の変更、汚損、亡失等の理由を記入すること。

3 添付書類

姓の変更にあつては、戸籍記載事項証明書

汚損にあつては、汚損した合格証

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

島根県告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年2月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市三瓶町多根字朝川イ1099-1、イ1099-3、字忍ヶ谷イ1100-3、イ1100-6

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第60号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年2月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

大田市仁摩町仁万1449-5 山根芳弘

” 宅野44-1 越堂 功

” 馬路213 伊藤一好

(2) 加入区

仁摩町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

公 告

平成30年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託の契約予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成30年2月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

平成30年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託

(2) 仕様

別に定める平成30年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託提案競技仕様書による。

(3) 期間

契約日から平成31年2月28日まで

(4) 提案価格の上限額

45,402千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税の未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成30年2月9日（金）から同月26日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

島根県松江市殿町1番地（島根県庁2階） 島根県商工労働部観光振興課観光企画グループ

上記のほか、島根県ホームページからダウンロードできる。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は履歴書 1部
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部
- (6) 提案書 8部
- (7) 見積書 1部
- (8) その他必要な書類 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(5)までの書類については、平成30年3月9日(金)午後5時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。)

イ 4の(6)から(8)までの書類については、平成30年3月22日(木)午後5時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。)

(3) 提出先

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県商工労働部観光振興課観光企画グループ

電話 0852-22-5625 ファックス 0852-22-5580

電子メール kankou@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合においては、着信を電話により確認すること。)

(2) 質問提出期限は、平成30年3月5日(月)午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ

(4) 質問に対する回答は、平成30年3月8日(木)までを目途に、島根県ホームページに掲載する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 平成30年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

(2) 評価は、以下の点について審査を行う。

ア 類似事業の実績があり、人材育成事業のノウハウを保有しているか。

イ 委託業務遂行上、十分な人員体制があるか。

ウ 受講生確保が確実かつ効果的に図られる募集方法及び選定方法が示されているか。

エ 効果的に観光人材育成が図られる研修内容及び研修の運営方法が示されているか。

オ 受講生の管理・指導が適切に実施できる提案か。

カ 受講生と県内宿泊・観光事業者とのマッチングが円滑に実施され、定着率の向上が図られる提案か。

キ 次年度以降の事業運営に繋がる効果の検証方法が示されているか。

ク 経費は適正かつ合理的に積算されているか。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の評価点を合計する方法により得点を算出する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による書面審査とヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。

なお、参加者が多数の場合は、評価基準に基づく書面審査のみにより5者程度を選出し、ヒアリングを実施する。

(5) ヒアリングの日程については、該当者に別途通知する。

ア 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出等しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約辞退した場合は、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 支払方法

契約予定者との協議事項とする。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

11 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担と

する。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ

13 Summary

(1) Nature of project : Project to develop next generation human resources for Shimane's tourism industry, fiscal year 2018

(2) Time limit for the submission of proposal documents : 5 : 00 p.m. 22 March 2018

(3) Contact point for the notice : Shimane Prefectural Government, Tourism Promotion Division, 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-5625

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市安来町字外浜928番3、927番1の一部、928番1、928番2、930番1、931番1、931番2、931番3の一部、931番4の一部、932番1

面積 5,264.28平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町899番地1

社会医療法人 昌林会

理事長 杉原 建

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年2月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

空港用10,000立級大型化学消防車 1台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年10月31日（木）

(4) 納入場所

島根県出雲市斐川町沖洲2633-1 島根県出雲空港管理事務所

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「5車両船舶類」中分類「(1)車両類」に登録されている者であること。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成30年3月2日（金）午後4時までに、島根県土木部港湾空港課空港整備グループ（島根県松江市殿町8番地）宛てに入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び調達物件提案書を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者、調達物件提案書が要求仕様を満たさないと認められた者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

(1) 入札の方法、期限及び場所

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出期限

平成30年3月22日（木） 午後1時30分

ただし、郵送の場合は、郵便書留等の配達記録が残るものを利用し、平成30年3月22日午前10時00分までに到着していること。

ウ 提出場所

平成30年3月22日午後1時00分までは6(2)の問合わせ先とし、それ以降は(2)イの開札場所とする。

(2) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

平成30年3月22日 午後1時30分

イ 開札場所

島根県庁 南庁舎 5階 災害対策室

6 入札説明書及び仕様書の交付方法等

- (1) 本公告の日から平成30年3月2日（金）午後5時15分まで島根県ホームページの入札情報に掲載する。

島根県ホームページ入札情報URL：http://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/

- (2) 問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県土木部港湾空港課空港整備グループ
電話 0852-22-5934

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Airport Crash Tenders

(2) Desired Date of Delivery : October 31, 2019

(3) Place of Delivery : Shimane Izumo Airport Administration Office, 2633-1 Okinosu, Hikawa-cho, Izumo-shi, Shimane, Japan

(4) Deadline for submitting form of tender : March 22, 2018, 1 : 30 p.m.

(Applications by mail must arrive at the Office above by 10 : 00 a.m. on March 22, 2018)

(5) Bidding Start Date and Time : March 22, 2018, 1 : 30 p.m.

(6) Contact point for the notice : Harbor and Airport Division, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, Japan
690-8501 (Phone : 0852-22-5934)

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体

の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年2月9日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 調達内容

(1) 平成30年度における灯油の購入

規格 灯油 J I S 1 号

予定数量 636キロリットル

内訳 島根県立中央病院 220キロリットル

島根県立こころの医療センター 416キロリットル

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

島根県出雲市下古志町1574番地4 島根県立こころの医療センター

(5) 入札方法

ア 入札者は、入札書に灯油1キロリットル当たりの単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「8 燃料・油脂類」、中分類「石油」に登録された者であること。

(4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 本公告に示した物品を納入することができることを証明した者であること。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 電話0853-30-6435

入札説明書については、上記の場所での交付のほか、本公告の日から平成30年3月16日（金）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する。

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成30年2月9日から同年3月16日までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の受領期限

平成30年3月27日 午後1時30分

郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。入札書を持参する場合も(1)の提出場所に受領期限までに届けること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年3月27日 午後2時

イ 場所 島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 2階 会議室2

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度として行うものとする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院事務局経営部に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: 636,000 liters of kerosene (JIS No.1), to be used as fuel for the hospital during the 2018 Fiscal Year.

(2) Tender Submission Deadline : 27 March 2018, 1 : 30PM

(3) Information regarding tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken 693-8555, JAPAN.

Tel 0853-30-6435

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第14号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成30年2月9日

島根県公安委員会委員長 山口美紀

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
貴重品運搬警備業務1級	学科試験	平成30年5月10日（木）午前9時30分から午前11時まで	5人程度
	実技試験	平成30年6月30日（土）午前8時30分から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	学科試験	平成30年5月10日（木）午前9時30分から午前11時まで	5人程度
	実技試験	平成30年6月16日（土）午前8時30分から午後5時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 貴重品運搬警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 貴重品運搬警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成30年4月16日（月）から同月20日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は、還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。